

令和3年 第1回 相馬地方広域水道企業団議会定例会
(記者用資料)

令和3年2月25日

提出案件

議案第1号

令和2年度 相馬地方広域水道企業団 水道事業会計補正予算(第2号)

原案可決

(提案理由) 令和2年度 相馬地方広域水道企業団会計予讃に変更が生じるため、地方自治法第218条第1項の規定に基づき提案するものであります。

収益的収入額を、5,244千円増額し、補正後の水道事業収益総額を、1,580,396千円とし、収益的支出額については、42,262千円減額し、補正後の水道事業費用総額を1,332,708千円とするものであります。

次に、資本的収入額を120,495千円増額し、補正後の資本的収入総額を587,209千円とし、資本的支出額についても120,712千円増額し、補正後の資本的支出総額を1,599,464千円とするものであります。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額、1,012,255千円については、当年度分消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

議案第2号

令和3年度 相馬地方広域水道企業団 水道事業会計予算

原案可決

(提案理由) 地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、令和3年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算を提案するものであります。

収益的収入額を1,557,615千円、収益的支出額については1,396,791千円とし、資本的収入額を179,524千円、資本的支出額については1,303,653千円とするものであります。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1,124,129千円については、当年度分消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

監査報告

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第3項に基づき、令和2年7月～12月の例月出納検査結果の報告です。